

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、平成21年7月21日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年7月21日から同年8月1日まで

私の申立期間に係る年金記録は、A社が資格取得日を平成21年7月21日と届け出るべきところ、同年8月1日と誤って届け出たため、未加入期間となった。

A社は平成24年1月31日に資格取得日の訂正届を提出したが、申立期間からは既に2年以上が経過しているため、厚生年金保険料は時効のため納付できず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間に同社から給与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者期間のうち、平成21年7月21日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月21日から同年8月1日まで

私の申立期間に係る年金記録は、A社が資格取得日を平成21年7月21日と届け出るべきところ、同年8月1日と誤って届け出たため、未加入期間となった。

A社は平成24年1月31日に資格取得日の訂正届を提出したが、申立期間からは既に2年以上が経過しているため、厚生年金保険料は時効のため納付できず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間に同社から給与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者期間のうち、平成21年7月21日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年7月21日から同年8月1日まで

私の申立期間に係る年金記録は、A社が資格取得日を平成21年7月21日と届け出るべきところ、同年8月1日と誤って届け出たため、未加入期間となった。

A社は平成24年1月31日に資格取得日の訂正届を提出したが、申立期間からは既に2年以上が経過しているため、厚生年金保険料は時効のため納付できず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間に同社から給与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者期間のうち、平成21年7月21日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成21年7月21日から同年8月1日まで

私の申立期間に係る年金記録は、A社が資格取得日を平成21年7月21日と届け出るべきところ、同年8月1日と誤って届け出たため、未加入期間となった。

A社は平成24年1月31日に資格取得日の訂正届を提出したが、申立期間からは既に2年以上が経過しているため、厚生年金保険料は時効のため納付できず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間に同社から給与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者期間のうち、平成21年7月21日から同年8月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年7月21日から同年8月1日まで

私の申立期間に係る年金記録は、A社が資格取得日を平成21年7月21日と届け出るべきところ、同年8月1日と誤って届け出たため、未加入期間となった。

A社は平成24年1月31日に資格取得日の訂正届を提出したが、申立期間からは既に2年以上が経過しているため、厚生年金保険料は時効のため納付できず、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金額の計算の基礎となるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る被保険者記録のうち、申立期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は申立期間に同社から給与の支払を受け、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島国民年金 事案 1402

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年7月から60年3月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、国民年金制度が変わって大学生は任意加入から強制加入になり、両親が滞納分の国民年金保険料を全て納付してくれた記憶がある。

しかしながら、申立期間の保険料が未納の記録となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和62年10月頃に払い出されたと推認でき、加入手続はこの頃行われている。

また、申立人が保有する年金手帳及びA市が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳から、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和62年6月1日と確認でき、この日付はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人は、申立期間及び申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和62年10月頃においてA市内の同一の住所地に居住していることから、A市が申立人に対して二度にわたり記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

したがって、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、国民年金制度において、大学生が強制加入となったのは平成3年4月からであり、申立期間において加入は任意であるが、この場合、被保険者資

格を遡って取得することはできず、「昭和 58 年頃に国民年金の加入手続きを行い、20 歳到達時に遡って国民年金保険料を納付した。」とする申立人の記憶は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から52年3月まで

私の国民年金保険の加入記録では、加入時点の昭和49年1月から52年3月までの国民年金保険料が未納とされている。

私は、これまできちんと保険料を納付してきたはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入者等の資格取得日等から、昭和52年9月から同年10月頃までにA市で払い出されたものと推認でき、この加入手続において申立人は20歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したと考えられるところ、申立期間のうち49年1月から50年6月までの期間については、加入手続時点で国民年金保険料の納付に係る2年の時効により、既に保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち昭和50年7月から52年3月までの期間の保険料については過年度保険料に該当し、過年度保険料は市町村の窓口では納付できないことから、申立人の、「全て保険料はA市役所本庁舎において現金で納付した。」という主張と相違する。

さらに、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査においても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。